

島根県建設工事入札結果等閲覧規程

昭和57年6月1日
島根県告示第648号

(趣旨)

第1条 この告示は、島根県が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)に係る入札結果等に関する書類の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(入札結果等に関する書類)

第2条 この告示において「入札結果等に関する書類」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 発注する建設工事ごとの指名競争入札の指名業者名を記載した書類
- (2) 発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務ごとの指名競争入札の指名業者名を記載した書類
- (3) 発注する建設工事等ごとの一般競争入札又は指名競争入札の経緯、最終入札結果及び予定価格を記載した書類

(閲覧所)

第3条 入札結果等に関する書類を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、当該入札結果等に関する書類に係る建設工事等の入札に関する事務を行う本庁の課等又は地方機関に設置するものとする。

(閲覧の期間等)

第4条 入札結果等に関する書類を閲覧に供する期間は、入札の執行の日から同日の属する会計年度の翌々年度の4月30日までとする。ただし、予定価格にあつては、契約を締結した日に第2条第3号に掲げる書類に記載し、同日から閲覧に供するものとする。

2 入札結果等に関する書類の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(定期休日)

第5条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(臨時休日等)

第6条 入札結果等に関する書類の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、本庁の課等又は地方機関の長は、その旨をあらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手續)

第7条 入札結果等に関する書類を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名、閲覧しようとする書類の件名その他必要な事項を記入しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第8条 入札結果等に関する書類は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第9条 本庁の課等又は地方機関の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示の規定又は係員の指示に従わない者
- (2) 書類を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、昭和57年6月1日から施行し、同日以後に入札参加者の指名が行われる入札に係る入札結果等に関する書類について適用する。

附 則(平成元年告示第447号)

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年告示第667号)

この告示は、平成4年7月26日から施行する。

附 則(平成6年告示第633号)

この告示は、平成6年7月1日から施行し、この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、同日以後に執行される一般競争入札及び同日以後に入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る入札結果等に関する書類について適用する。

附 則(平成10年告示第543号)

この告示は、平成10年7月1日から施行し、この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、同日以後に契約を締結した建設工事の予定価格について適用する。

附 則(平成17年告示第1040号)

この告示は、平成17年10月1日から施行し、この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程第4条第2項の規定は、同日以後に入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る指名業者名を記載した書類について適用する。

附 則(平成19年告示第445号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前に入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る指名業者名を記載した書類の閲覧については、なお従前の例による。

附 則(平成19年告示第467号)

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第269号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、この告示の

施行の日以後に入札の公告が行われる一般競争入札又は入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る入札結果等に関する書類について適用し、同日前に入札の公告が行われた一般競争入札又は入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る入札結果等に関する書類については、なお従前の例による。

附則（平成27年告示第657号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、この告示の施行の日以降に入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る入札結果等に関する書類について適用し、同日前に入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る入札結果等に関する書類については、なお従前の例による。